

京都市告示第619号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年3月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
花屋町通	下京区朱雀分木町35番地の7地先から	旧	メートル 12.60	メートル 21.92 ~ 21.96
	同町35番地の1地先まで	新	16.80	21.92 ~ 21.98
四ツ谷通	伏見区向島二ノ丸町404番地の1地先から	旧	26.80	3.70 ~ 4.25
	同町12番地の1地先まで	新	26.80	3.90 ~ 6.01
山科川河岸通	伏見区石田川向30番地の2地先から	旧	22.70	15.02 ~ 15.95
	同町29番地の3地先まで	新	64.70	2.80 ~ 15.95

(建設局土木管理部道路明示課)